

# 令和4年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和4年12月23日  
東京都

東京都では、人事や防災に関する業務、多摩島しょ部への振興業務等の運営を行っています。

今回、このような業務を運営するにあたって実務経験や専門知識を有する方を求めています。

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

申込区分ごとにそれぞれ別の採用選考となり、併願して受験することも可能です。併願する場合は、申込み時に併願区分を明記する必要があります。なお、面接受験は申込区分毎に実施します。

# 1 選考職種、採用予定人員、任期

申込区分	職種	採用予定人数	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	任期(※)	職	職層	勤務場所
行 A	事務	1	多摩島しょ地域への移住定住促進事業に係る各種業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光ツアー・雑誌等のモニターツアー等の企画運営に関する実務経験を2年以上有していること</li> <li>・多摩島しょ地域の地域状況や魅力に関する豊富な知識を有していること</li> <li>・市町村や民間事業者等、多岐に渡る関係先と円滑に調整を行えること</li> </ul>	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	東京都総務局行政部振興企画課(多摩島しょ移住定住促進担当)	主任	東京都庁本庁舎
人 A	事務	1	<p>○都の業務の棚卸及び見直しに係る業務(業務の棚卸しや見直しの進め方等の全体方針の検討、各局の業務実態の調査、関係部署との調整、業務改善策にかかる調整(業務の担い手の見直し、集約化、ICT技術等の活用等)等)</p> <p>○都の中期人員計画のバージョンアップ調整業務(各局依頼内容の検討・発出提出物の内容精査・調整等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等の業務改善を図る業務(既存業務の棚卸しや業務分析及び改善策の提案等)などに2年以上従事した業務経験を有すること</li> <li>・業務の見直しに資するAI、IoT、各種デジタルソリューションなどの最新のICTに関する具体的な技術情報を有すること</li> <li>・2人以上の部下を率いた経験があること</li> </ul>	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	東京都総務局人事部調査課	課長代理	東京都庁本庁舎
防 A	事務	1	各種防災訓練及び図上訓練の企画、実施及び進行管理に係る業務(関係各局・区市町村・防災機関等との連絡調整等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や民間企業等における企画・連絡調整の実務経験を3年以上有していること</li> <li>・防災業務に関心・意欲があり積極的に取り組もうとする者(防災士の資格を取得しているなど)</li> <li>・区市町村や防災関係機関等との円滑な調整力、新たな訓練の構築に向けた柔軟な発想や企画力を有していること</li> </ul>	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	東京都総務局総合防災部防災対策課(訓練企画担当)	課長代理	東京都庁本庁舎

防B	事務	3	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組に係る各種業務（飲食店等の感染防止対策に係るあらかじめ作成されたアプリを使ったデータ集約・抽出作業、点検申込案内・督促等に係る業務等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記①又は①②あわせて2年以上の実務経験を有していること</li> <li>① ノーコード・ローコード製品のアプリを活用したデータ集計・抽出作業等を行った実務経験</li> <li>② 地方公共団体や民間企業等における企画、連絡調整、経理等に関する実務経験</li> <li>・庁内関係部署や民間企業等との円滑な調整力を有していること</li> </ul>	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	東京都総務局総合防災部防災管理課（危機管理調整担当）	主事	東京都庁本庁舎
防C	事務	1	地震・火山・津波防災事業に係る各種業務（地域防災計画策定に係る業務、被害想定に係る広報普及啓発業務等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する実務経験3年以上又は防災士の資格を有していること</li> <li>・地震・火山・津波等自然災害に関する知見が深く、防災に対する熱意・関心があること</li> <li>・庁内関係者等との円滑な調整力を有していること</li> <li>・広報普及啓発に関する経験、柔軟な発想や企画力を有していること</li> </ul>	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	東京都総務局総合防災部防災計画課（計画調整担当）	主任	東京都庁本庁舎
防D	事務	1	ホームページの構築及び運用に係る各種調整業務、システム構築及び運用管理に係る各種調整業務（契約関連業務、仕様書作成関連業務、マニュアル作成、その他調整業務等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの構築及び運用について3年以上の実務経験があること</li> <li>・庁内関係者等との円滑な調整力を有していること</li> </ul>	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで	東京都総務局総合防災部防災通信課（防災システム担当）	主任	東京都庁本庁舎

※) ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

◎ 期間を定めた任用であり、記載の任期以降の任用を保障するものではありません。

## 2 受験資格

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。  
 なお、以下の方は除きます。
  - ・令和5年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員
  - ・教育公務員<sup>※1</sup>
  - ・東京都職員（任期付職員<sup>※2</sup>、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和5年3月31日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

- ◎ 下表のとおり職層ごとに必要な実務経験年数が異なります。これに加え、「1 選考職種、採用予定人員、任期等」に記載の申込区分ごとの受験資格を満たす必要があります。

学歴区分	必要な実務経験年数		
	課長代理	主任	主事
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院博士課程又は修士課程の修了</li> <li>・大学（4年制の大学）の卒業</li> </ul>	10年以上	5年以上	2年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期大学（2年制以上の短期大学）の卒業</li> <li>・高等専門学校卒業</li> <li>・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。）の卒業</li> <li>・各種学校（「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。）の卒業</li> </ul>	12年以上	7年以上	4年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の卒業</li> </ul>	14年以上	9年以上	6年以上
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の卒業</li> </ul>	17年以上	12年以上	9年以上

注1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。実務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後2営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（5「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。  
要件に該当することが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

注4 東京都における課長代理とは、課長の命を受け、担当事務の範囲において課長を補佐し、課長不在の際等にはその代理をする職のことです。  
東京都における主任級職員とは、特に高度な知識又は経験を必要とする係員の職です。

### 3 選考方法

#### (1) 第1次選考

<b>書類選考</b>	履歴書等による審査
<b>小論文</b>	課題式（回答文字数：1,200字程度） 「これまでにあなたが仕事上で直面した課題及びその解決のためにとった行動について具体的に述べた上で、その経験を活かし、都の職員としてどのように職務に取り組むか、果たすべき役割を踏まえて述べよ」

◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。

#### (2) 第2次選考

<b>口述考査</b>	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

## 4 申込手続

<b>受付期間</b>	令和4年12月23日(金)から 令和5年1月13日(金)午後5時まで
<b>申込方法</b>	<p>・下記URLへアクセスし、採用情報ページ掲載の履歴書、小論文、顔写真データを受付期間中に提出先アドレスまで送付してください。</p> <p>・メールの件名は「総務局一般任期付職員申込(申込区分〇〇)」としてください。 ※〇〇には申込したい区分(例:防C)を記載してください。</p> <p>・メール本文にも申込区分を必ず記載してください。記載がない場合、申し込みが認められない場合があります。</p> <p>・複数の区分に併願する場合、同一のメールで申込可能ですが、件名及び本文に併願する各申込区分がわかるよう記載をしてください。</p> <p>&lt;URL&gt; <a href="https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruit/post_38.html">https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/recruit/post_38.html</a></p> <p>&lt;提出物&gt; 履歴書(上記URLの所定様式) 小論文(上記URLの所定様式) 顔写真データ(jpg、3メガバイト以内)</p> <p>&lt;提出先&gt; 総務局総務部総務課メールアドレス <a href="mailto:S0000011@section.metro.tokyo.jp">S0000011@section.metro.tokyo.jp</a></p>

- ◎ 郵送・持参での申し込みは受け付けません。
- ◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、総務部総務課人事担当までお問い合わせください。
- ◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

## 5 卒業(修了)・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、**最終学歴に関する卒業(修了)証明書**(ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業(修了)証明書が必要。)及び**全ての職歴に関する在職証明書**を提出していただきます(合格通知後2営業日以内に、メールへのデータ添付により提出)。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業(修了)・在職証明書の提出について」をご覧ください。

## 6 採用選考に係る日程等について

<b>第1次選考結果通知</b>	<b>令和5年1月23日(月)</b> ※受験者全員に対し、申込みの際に送付したメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
<b>第2次選考実施日</b>	<b>令和5年1月31日(火)～令和5年2月5日(日)</b> ※いずれかで実施
<b>最終結果通知</b>	<b>令和5年2月中旬</b> ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

## 7 給与等について

### 《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

#### 【参考例】

職級	職務経験	初任給
課長代理	10年	約341,000円
主任	5年	約277,000円
主事	2年	約244,400円

- ◎ この初任給は、令和4年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。  
なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

### 《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

## ■ お問い合わせ先

#### 【申込に関すること】

東京都総務局総務部総務課人事担当／東京都庁第一本庁舎12階南側

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目-8-1

電話 03-5388-2314

#### 【職務内容に関すること】

行A 総務局行政部振興企画課（多摩島しょ移住定住促進担当）03-5388-2402

人A 総務局人事部調査課 03-5388-2379

防A 総務局総合防災部防災対策課（訓練企画担当）03-5388-2483

防B 総務局総合防災部防災管理課（危機管理調整担当）03-5320-7070

防C 総務局総合防災部防災計画課（計画調整担当）03-5320-7892

防D 総務局総合防災部防災通信課（防災システム担当）03-5388-2489